様式２－１

令和７　年　４　月　１　日

就労継続支援Ａ型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	ファステラウン
住　所	福岡県久留米市三潴町西牟田６３３３－３８
電話番号	０８０－３９０９－４４７０

事業所番号	４０１２７０２２４９
管理者名	山下　剛
対象年度	令和６年度

（Ⅰ）労働時間

①1日の平均労働時間が７時間以上		55 点
②1日の平均労働時間が６時間以上７時間未満		
③1日の平均労働時間が５時間以上６時間未満		
④1日の平均労働時間が４時間30分以上５時間未満	○	
⑤1日の平均労働時間が４時間以上４時間30分未満		
⑥1日の平均労働時間が３時間以上４時間未満		
⑦1日の平均労働時間が２時間以上３時間未満		
⑧1日の平均労働時間が２時間未満		

①90点 ②80点 ③65点 ④55 点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

（Ⅱ）生産活動

①過去３年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上		50 点
②過去３年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	○	
③過去３年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上		
④過去３年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上		
⑤過去３年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満		
⑥過去３年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満		

①60点 ②50点 ③40点 ④20点 ⑤－10点 ⑥－20点

（Ⅲ）多様な働き方（※）

①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		15 点
就業規則等で定めている		
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている	○	
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている	○	
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている	○	
小計（注1）	6	点

（※）８項目の合計点に応じた点数（注1）5以上:15点、4～3：5点、2点以下：0点

（Ⅳ）支援力向上（※）

①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		15 点
参加した職員が１人以上参加している	○	
②研修、学会等又は学会誌等において発表		
１回以上の場合	○	
③視察・実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている	○	
④販路拡大の商談会等への参加		
１回以上の場合	○	
⑤職員の人事評価制度		
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○	
⑥ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		
過去３年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計（注2）	5	点

（※）８項目の合計点に応じた点数　（注2）5以上:15点、4～3：5点、2点以下：0点

（Ⅴ）地域連携活動

地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10 点

1事例以上ある場合:10点

（Ⅵ）経営改善計画

経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。	○	0 点

期限内に提出していない場合:-50点

（Ⅶ）利用者の知識・能力向上

前年度において、就労継続支援Ａ型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。	○	10 点

1事例以上ある場合:10点

項目	点数							
労働時間	5点	20点	30点	40点	55点	65点	80点	90点
生産活動	-20点	-10点	20点	40点	50点	60点		
多様な働き方	0点	5点	15点					
支援力向上	0点	5点	15点					
地域連携活動	0点	10点						
経営改善計画	0点	-50点						
利用者の知識・能力向上	0点	10点						

合計
155 点　／２００点

様式２－２

就労継続支援Ａ型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

（Ⅰ）労働時間

前年度（　　6年度）

雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	18,518	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	3,781	人	利用者の１日の平均労働時間数	4.898 時間

（Ⅱ）生産活動

会計期間（　4月～　3月）

前々々年度（　　年度）

生産活動収入から経費を除いた額		円	利用者に支払った賃金総額		円	収支	円

前々年度（　　5年度）

生産活動収入から経費を除いた額	22,319,720	円	利用者に支払った賃金総額	16,277,398	円	収支	6,042,322 円

前年度　（　　6年度）

生産活動収入から経費を除いた額	20,271,036	円	利用者に支払った賃金総額	19,497,984	円	収支	773,052 円

（Ⅲ）多様な働き方

前年度（６年度）における取組（全体表「（Ⅲ）多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めている」と選択した場合に記載）

①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関す
◎免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度を定めている

②利用者を職員として登用する制度
◎利用者を職員として登用する制度を定めている ☑
パートタイマー規定第44,45条

③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律
在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する制度を定めている ☑
在宅勤務規定有り

④フレックスタイム制に係る労働条件
◎フレックスタイム制に係る労働条件を定めている

⑤短時間勤務に係る労働条件
◎短時間勤務に係る労働条件を定めている ☑
パートタイマー規定第13条-8項

⑥時差出勤制度に係る労働条件
◎時差出勤制度に係る労働条件を定めている ☑
パートタイマー規定第13条本文

⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与
◎有給休暇の時間単位取得または、計画的付与制度を定めている ☑
パートタイマー規定第17条　就業規則第35条

⑧傷病休暇等の取得に関する事項
◎傷病休暇等の取得に関する事項を定めている ☑
パートタイマー規定第28条　就業規則第47条

（Ⅳ）支援力向上

前年度（６年度）における取組（全体表「（Ⅳ）支援力向上」の各項目に取組あり選択とした場合に記載）

①研修計画に基づいた外部研修会又は内部
◎研修計画を策定している
◎外部研修、もしくは内部研修を１回以上実施している。 ☑
※研修名 食中毒予防研修
研修講師　久留米保健所　猿渡様
実施日・受講者数 10 月　9 日　19 人

②研修、学会等又は学会誌等において発表
◎研修、学会等又は学会誌等において１回以上発表している
※研修、学会等名　久留米A型勉強会 ☑
実施日　11 月 15 日
※学会誌等名
掲載日　月　日
発表テーマ

③視察・実習の実施又は受け入れ
◎先進的事業者の視察・実習の実施している
もしくは、他の事業所の視察・実習を受け入れている
※先進的事業者名　就労A型　福笑い様 ☑
実施日/ 参加者数　12 月 21 日　2 人
※他の事業所名
実施日/ 参加者数　月　日　人

④販路拡大の商談会等への参加
◎販路拡大の商談会や展示会等へ１回以上参加している。 ☑
※商談会等名　しんきんweb合同商談会
主催者名　九州北部信用金庫
日時　通年（web）
内容　お弁当、給食の展示

⑤職員の人事評価制度
◎職員の人事評価制度を整備している
◎当該人事評価制度を周知している
人事評価制度の制定日　年　月　日
人事評価制度の対象職員数　4 名
うち昇給・昇格を行った者　0 名
当該人事評価制度の周知方法
面談、書面にて

⑥ピアサポーターの配置
◎ピアサポーターを配置している
◎当該ピアサポーターは「障害者ﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾄ研修」を受講している
※配置期間　月　日～　月　日
就業時間
職務内容

⑦第三者評価
◎前年度末日から過去３年以内に福祉サービス第三者評価を受けている
※評価を受けた日　月　日
第三者評価機関

⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等
◎ＩＳＯが制定したマネジメント規格等の認証等を受けている
※認証を受けた日　月　日
規格等の内容

（Ⅵ）経営改善計画

◎指定権者である都道府県（指定都市・中核市）へ、経営改善計画書へ提出した。
※受理日　年　月　日

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。

様式１

令和　７　年　４　月　１　日

就労継続支援Ａ型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	ファステラウン
住　所	久留米市三潴町西牟田6333-38
電話番号	０８０-３９０９-４４７０

事業所番号	４０１２７０２２４９
管理者名	山下　剛
対象年度	令和6年度

地域連携活動の概要

＜活動内容＞

活動場所：トイフルブルワリー、ファステラ

実施日程：令和6年6月～令和7年3月

実施した生産活動・施設外就労の概要

・トイフルブルワリー様の新メニュー開発と宿泊施設の向けのメニュー開発と提供

イベントでの共同販売（みずマルシェ）

利用者数：全職員と全利用者

＜目的＞

地域連携活動のねらい

・トイフル様の新規事業のお手伝い

地域にとってのメリット

・久留米初のクラフトビール場の活性化

対象者にとってのメリット：売上の向上

＜成果＞

実施した結果

・宿泊客向けのコース料理ができた、新メニュができた

得られた成果

・カタナーラが名物になった、ファステらの厨房より出荷

課題点

・季節や時期ごとに今後も連携が必要

＜活動の様子＞

活動の様子の写真

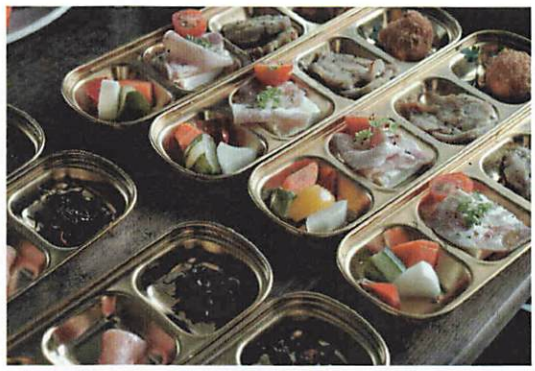

↑コース料理

←仕込み中

連携先の企業等の意見または評価

連携した結果に対する意見または評価

・今後につながるようなメニューができた、みずマルシェではビールにあうクッキーも作ってもらった

デザートのカタラーナは好評、との声を頂いた

今後の連携強化に向けた課題

・地域のイベントなどにもっと一緒に参加してファステラとトイフルをもっとみなさんに知ってほしい

仕込みをしてもらっているが配送などが課題となる、商品開発を共同でおこない名物商品を作りたい

などのコメントを頂いた

連携先企業名	トイフルブルワリー（合同会社ギャランドゥ）	担当者名	山下　将暉

様式２

令和　７　年　４　月　１　日

労継続支援Ａ型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告

事業所名	ファステラウン
住　所	久留米市三潴町西牟田6333−38
電話番号	080-3909-4470

事業所番号	４０１２７０２２４９
管理者名	山下　剛
対象年度	令和6年度

利用者の知識・能力向上に係る実施概要

＜活動内容＞

活動場所：ファステラ合同会社（休憩室）

実施日程：令和7年3月12日15：00〜16:00

実施した利用者の知識・能力向上に係る実施の概要

久留米人権啓発センター講師様におけるハラスメント研修

参加者数：12名

＜目的＞

利用者の知識・能力向上に係る実施のねらい

・ハラスメント、モラル、コンプライアンスなど
　についての知識を深めるため

利用者にとってのメリット

・一般就労へ行く利用者も増え、利用者より行って
　ほしいとの声があがった、

＜成果＞

実施した結果：ハラスメントについての理解が深まった

得られた成果：年代も性別、障がいも違うなかで自身も

知らず知らずハラスメントしてないか確認になった

課題点：内容が難しかったとの声もあった

＜活動の様子＞

活動の様子の写真

・研修時の写真

連携先の企業や事業所等の意見または評価

連携した結果に対する意見または評価

・知的の方などがいるなかで内容が少し難しかったかもしれない。わかりやすくつたえたとのこと

今後の連携強化に向けた課題

・定期的に研修をおこない知識を蓄積していかないとなかなかむずかしい、今回は限られた時間だったので全部は伝えれなかった

連携先企業（担当者）	人権啓発センター　古賀様

利用者からの意見・評価

参加した利用者からの意見・評価
・内容が難しかったが勉強になった。　ハラスメントはよく聞くので興味はあった
　当日は用事があるので行けないのでパンフレットだけでもほしい（後日渡す）